

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月23日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社コミュニティ ネットワークセンター
【報告者の住所又は所在地】	名古屋市東区東桜一丁目3番10号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	052-955-5161
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営企画部長 久田 良雄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社コミュニティ ネットワークセンター (名古屋市東区東桜一丁目3番10号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社コミュニティネットワークセンターをいい、「対象者」とは、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

対象者の平成17年6月28日開催の定時株主総会及び平成17年9月22日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成24年2月21日（火曜日）から平成24年3月22日（木曜日）まで（22営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（45,696株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（63,020株）が買付予定数の下限（45,696株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年3月23日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	63,020（株）	63,020（株）
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-
合計	63,020	63,020
（潜在株券等の数の合計）	-	（ - ）

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	63,020
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年12月31日現在)(個)(g)	67,014
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	91.94

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権が公開買付期間末日まで行使されることにより交付される可能性のある対象者の普通株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の発行済普通株式総数に係る議決権の数(67,014個)に、対象者が平成24年2月20日に提出した第27期訂正有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権数(1,535個)に同日から平成24年2月20日までの変更(対象者によれば、平成23年5月31日から平成24年2月20日までに5個減少したとのことです。)を反映した本新株予約権(1,530個)の目的である対象者の普通株式(1,530株)を加えた株式数(68,544株)に係る議決権の数(68,544個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。